

高速自動車国道道路台帳

整理番号	75	図面对照番号		路線名	山陰自動車道鳥取益田線	道路管理者	国土交通大臣
道路の種類	高速自動車国道			指定(認定)の該当条項	高速自動車国道法第4条		
路線の指定(認定)年月日	鳥取IC~青谷IC=H3.12.1/青谷IC~松江玉造IC=H9.2.1/宍道JCT~出雲IC=H3.12.1/出雲IC~浜田東JCT=H9.2.1/浜田IC~益田IC=H13.12.1/三隅IC~美祢IC=H9.2.1						
起点	鳥取市			主要な経過地	鳥取県東伯郡北栄町 米子市 安来市 松江市 出雲市 大田市 江津市 浜田市		
終点	益田市						

事業許可の概要

事業者	西日本高速道路株式会社		根拠条項	道路整備特別措置法第3条
区間	松江市宍道町伊志見	から	料金徴収期間	令和54年3月22日
	出雲市知井宮町	まで		
路線の延長	18,000		メートル	

供用中区間の概要

路線の延長の内訳	延長		実延長 18,000		メートル		供用開始の区間及び年月日																										
			重複延長 0		メートル		宍道JCT~斐川(H18.11.25)、斐川~出雲(H21.11.28)																										
	(供用されていない区間の延長)		0		メートル																												
	延長の内訳	道路		7,000		メートル		トンネル		7		トンネル		延長		7,800		メートル		橋		種類		個数		延長		渡船施設		渡船場		渡船	
道路の敷地の面積		機構所有地		国有地		地方公共 団保有地		民地		計		821,345		0		0		821,345		鉄道又は新設軌道との交差		立体的交差		跨道		跨線		平面交差		該当なし			
最小車道幅員		3.5		筒所		349KP~367KP		最小曲線半径		1000		筒所		350KP~351KP		最急縦断勾配		4.0		筒所		366KP~367KP											

(裏面)

道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の概要

道路一体建物の概要

軌道その他主要な占用物件の概要

電気関係	0箇所	広場、公園	0箇所
ガス関係	0箇所	駐車場	0箇所
通信関係	0箇所	通路	0箇所
水道関係	0箇所	事務所等建物	0箇所
		その他	0箇所

その他特記すべき事項

調整(改訂)の年月日

令和5年12月1日……調製
令和7年4月30日……改訂

